

# 一般社団法人CIW検査業協会 鉄骨溶接部検査機関登録要件細目

制定	平成14年7月17日
改正	平成15年10月29日
改正	平成19年2月23日
改正	平成26年8月7日
改正	平成29年8月8日
改正	令和2年3月10日

この細目は、一般社団法人CIW検査業協会 鉄骨溶接部検査機関審査基準（以下、「CIW検査業協会審査基準」という。）第3条（11）に基づき、鉄骨溶接部検査機関の判定基準において必要な事項を定めたものである。

1. CIW検査業協会審査基準第3条（4）に規定する「社内検査を主に受注する検査会社」とは、建築検査業務の年間売上額のうち、鉄骨加工業者、鋼材の製造業者、鋼材の取扱い業者及びその他鉄骨に関連する業者（以下「鉄骨加工業者等」という。）に対する売上額の比率が、原則として30パーセントを超える検査機関をいう。
2. CIW検査業協会審査基準第3条（6）に規定する「鉄骨加工業者等に対する売上額の比率が低いこと」とは 次の各号に該当する場合をいう。
  - （1）検査機関の非破壊検査部門の年間売上額のうち、鉄骨加工業者等に対する売上額が30パーセント以下である場合。
  - （2）前号の非破壊検査部門の年間売上額のうち、建築検査業務の年間売上額に関しては、鉄骨加工業者等に対する売上額が30パーセント以下である場合。
3. CIW検査業協会審査基準第9条（4）の外注先は、次による。

外注先は、原則として東京都取扱要綱に定める知事登録鉄骨溶接部検査機関とする。

ただし、外注先が知事登録鉄骨溶接部検査機関以外の場合にあつては、CIW認定を取得している検査事業者とし、外注元の必要な監督下で正確かつ公正な検査の実施を確保できる実効性ある外注管理規定に基づいて検査業務を行うものとする。
4. CIW検査業協会審査基準第6条（2）のウに規定する「公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講した者」とは、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが行う「建築材料試験業務と施工計画報告等の講習会」を受講した者とする。
5. CIW検査業協会審査基準第6条（3）のウ及び（4）のウに規定する「公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを受講した者」とは、一般社団法人CIW検査業協会が行う「建築物の工事における試験及び検査に関する研修会」を受講した者とする。

付 則

1. この細目は、平成29年8月8日に改正し、平成29年8月8日から施行する。

付 則

1. この細目は、令和2年3月10日に改正し、令和2年3月10日から施行する。